

# 平成 26 年度定例監査の結果報告（第 1 回）について

## 概 要 版

### 1 平成 26 年度定例監査の実施予定機関数

9 8 機関（県の機関 7 2 機関，財政的援助団体 2 6 機関） 【根拠：地方自治法第 199 条】

### 2 定例監査結果（平成 26 年 6 月 30 日及び平成 26 年 8 月 19 日決定分）の概要

（今回の監査対象機関） 2 8 機関

（うち指摘事項等を付した機関） 1 4 機関（指摘事項 1 8 件，改善を求める事項 5 件，検討要請事項 4 件）

#### （1）機関別監査結果

注（ ）内は，平成 25 年度同時期の監査結果件数

所 管	監査対象機関数		監査結果		
		うち指摘事項等を付した機関	指摘事項	改善を求める事項	検討要請事項
知事部局	4 (10)	2 (5)	1 (10)	1 (4)	1 (1)
教育委員会	20 (16)	12 (11)	17 (22)	4 (4)	3 (1)
警察本部	4 (3)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (1)
合 計	28 (29)	14 (18)	18 (33)	5 (8)	4 (3)

※一つの機関に複数の指摘等をしている場合がある。

#### （2）性質別監査結果

注（ ）内は，平成 25 年度同時期の監査結果件数

内 容	指摘事項	改善を求める事項（意見）	検討要請事項（付記）
収入（長期未納（滞納繰越分）など）	0 (7 ※1)	2 ※2 (0)	0 (0)
支出（委託業務や物品購入の契約事務など）	6 (10)	1 (3)	2 (0)
財産（行政財産の使用許可，現金及び物品の管理など）	9 (14)	2 (5)	1 (2)
工事（工事や補償に係る事務など）	3 (2)	0 (0)	0 (0)
その他	0 (0)	0 (0)	1 (1)
合 計	18 (33)	5 (8)	4 (3)

※1 平成 25 年度同時期の件数 7 件のうち 5 件は長期未納に係るもの

※2 2 件は長期未納に係るもの

### 3 監査結果区分の見直し

平成 26 年度監査執行分から，監査結果区分を次のとおり見直した。

監査結果区分	内 容	変更点
指摘事項 （措置状況報告要）	法令等に違反し又は不当であることが明らかであり，速やかに是正を求めるもの（軽微なものを除く）	・軽微なものは「文書指導事項」とし，除外 ・長期未納を「改善を求める事項」へ区分変更
改善を求める事項 （措置状況報告要）	指摘には至らないが，改善を求めるもの（長期未納のうち改善を求めるものを含む）	区分名変更 「意見」⇒「改善を求める事項」
検討要請事項 （措置状況報告不要）	業務の執行等において今後検討を要請するもの	区分名変更 「付記」⇒「検討要請事項」

## 4 主な指摘事項等の内容

### (1) 県立学校における毒物・劇物の管理（指摘事項及び改善を求める事項） 【呉工業高校】

#### 【指摘事項】

##### 毒物及び劇物の管理について

毒物及び劇物の管理について、学校の「毒物劇物危害防止規定」では管理簿及び点検表を作成し、定期的に確認することになっているが、当校では塩酸や硫酸等の劇物を管理しているにもかかわらず、管理簿への適切な記録及び点検表による定期的な確認が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

#### 【改善を求める事項】

##### 毒物及び劇物の管理について

毒物及び劇物の管理については、これまで、監査の指摘等により適正な管理を呼びかけ、教育委員会においては、平成24年度にすべての県立高等学校に対し「毒物及び劇物の適正な管理について」の通知を出すなど再三注意喚起がなされてきた。

また、当校については、前回監査時（平成21年5月執行）に同様の指摘（管理簿による適正な管理）を行い、今回の監査調書には、その取組状況として「在庫量を確認し、数量を正確に記録できる管理簿と日常点検表を作成し、定期的に確認する体制にした。」と記載されているにもかかわらず、上記指摘のとおり管理簿への記録及び定期的な点検が行われていなかったことは誠に遺憾である。

学校長は、毒物及び劇物の管理についての重要性を再認識するとともに、管理体制を再確認し、法律等に基づく厳格な管理を徹底する必要がある。

#### ア 指摘事項及び改善を求める事項の趣旨

- 当校では、塩酸、硫酸、硝酸、水酸化ナトリウムなど40種類の劇物を管理している。
- 当校の毒物劇物危害防止規定に定められている管理簿・点検表について、様式は作成されていたものの、毒劇物の受払量が記録されておらず管理責任者（校長）による確認も行われていなかった。
- 監査委員の指摘や教育委員会からの注意喚起がなされていたにもかかわらず、学校で定めた規定が機能しておらず、学校全体として問題意識が不足していることから、指摘に加えて改善を求める事項を付したものである。

#### イ 参考

##### (ア) 学校の定めた毒物劇物危害防止規定（概要）

管理責任者（校長）は「注意及び確認事項」に掲げる項目について6か月に1回確認しなければならない。

##### 「注意及び確認事項」

- ・盗難・紛失の防止について
- ・緊急時の対応について
- ・廃棄について
- ・飛散・漏れ等の防止について
- ・表示について
- ・研修及び訓練について

##### (イ) 監査委員による指摘等

- 毒物・劇物の管理に係る監査（平成18年度・テーマ監査）  
毒物・劇物の保管場所及び保管容器に必要な文字の表示がないもの（指摘）等
- 教育委員会定例監査（平成23年度）  
毒物劇物の管理が適正に行われるよう指導の徹底を求めたもの（意見）
- 県立高校定例監査（平成25年度：指摘事項等を付した高校5校、指摘7件、意見2件）  
管理簿等の様式が定められておらず、定期的な確認が行われていなかったもの（指摘）等

##### (ウ) 教育委員会における県立学校への注意喚起

指導主事による学校訪問を行い毒物及び劇物の適正な保管・管理について指導するとともに、教育課程ヒアリング及び県立学校長会議において、校長に改善を図るよう指導。

また、すべての県立高等学校に対して「毒物及び劇物の適正な管理の徹底について(H24.6.7 高校教育指導課長通知)」通知し、毒物及び劇物の適正な管理を徹底。（平成25年度も実施。）

## (2) アプリケーション・ソフト導入用プリペイドカードの有効活用（検討要請事項）

【広島商業高校】

平成24年度のタブレット型端末導入を前提として、平成23年度にプリペイドカード314枚を購入し保管しているが、現在でもタブレット型端末導入の目途がたっておらず、プリペイドカードは使用されないままとなっている。本庁とも協議の上、他の教育機関への所管換え等について検討いただきたい。

### ア 検討要請事項の趣旨

- 平成23年度、産業教育設備としてタブレット型端末（40台）を導入することを前提に、プリペイドカード314枚（@1,500円×314枚=471,000円）を購入した。  
しかしその後、タブレット型端末を導入した場合、広島県教育情報ネットワーク（Heiwaネット）に過大な負荷をかけることが判明したことから、導入は見送られた。なお、現時点で回線を整備する目途はたっておらず、その導入はできない状況にある。  
このため、平成23年度に購入したプリペイドカード314枚は、使用されないまま当校に保管されている。
- 広島商業高校に対し、プリペイドカードの有効活用のため、他の教育機関への所管替えについての検討を要請するとともに、7月24日に実施した教育委員会の委員監査においても同様の趣旨の要請をしたところである。

### イ 参考

#### (ア) タブレット型端末用プリペイドカードとは

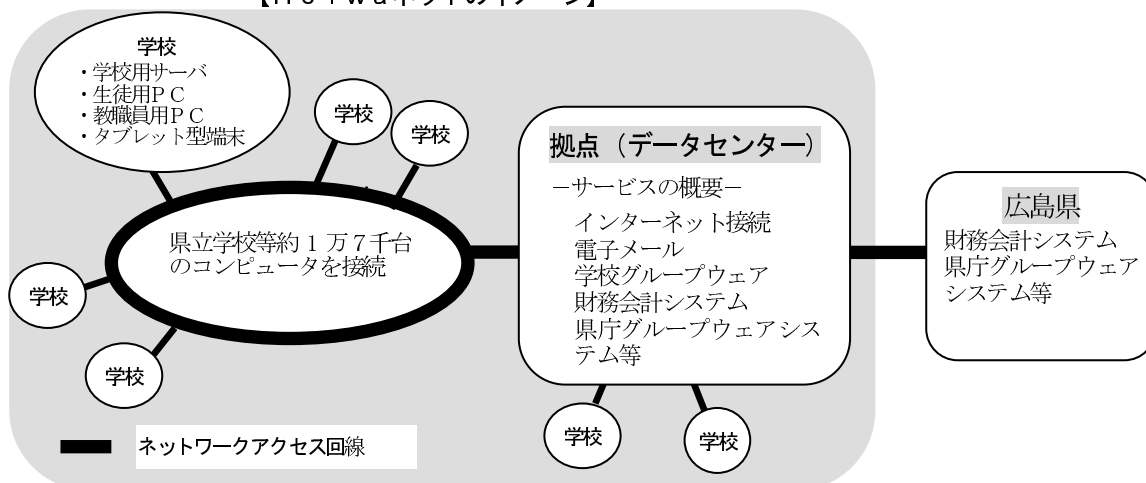
有料アプリケーションの購入に使用されるもので、クレジットカードによる決済ができない場合等に利用されている。

利用者は、あらかじめ家電量販店等でプリペイドカードを購入し、端末からアカウント（ユーザーの識別や個別情報管理のために用いられる）にチャージしておくことで、有料アプリケーション購入の決済時に、購入金額分が差し引かれる仕組みとなっている。

#### (イ) 「広島県教育情報ネットワーク（Heiwaネット）」とは

県立学校97校と6市町の市町立学校100校を結ぶ広域ネットワーク

【Heiwaネットのイメージ】



#### (ウ) タブレット型端末導入教育機関

各県立特別支援学校等

5 監査対象機関別の監査結果について

(単位：件)

	所管局	機 関	指摘事項	改善を求 める事項	検討要請 事項
1	危機管理監	消防学校	1	0	1
2	総務局	県立総合技術研究所 食品工業技術センター	0	0	0
3	健康福祉局	東部こども家庭センター	0	1	0
4	商工労働局	県立呉高等技術専門校	0	0	0
計 ①			1	1	1

	所管局等	機 関	指摘事項	改善を求 める事項	検討要請 事項	
5	教育委員会	県立呉宮原高等学校	2	0	1	
6		県立三原高等学校	0	1	0	
7		県立大竹高等学校	1	1	0	
8		県立大柵高等学校	2	0	0	
9		県立吉田高等学校	2	0	0	
10		県立松永高等学校	2	0	0	
11		県立府中高等学校	0	0	0	
12		県立日彰館高等学校	0	0	0	
13		県立河内高等学校	0	0	0	
14		県立大門高等学校	0	0	0	
15		県立広島井口高等学校	0	0	0	
16		県立安西高等学校	3	0	0	
17		県立神辺旭高等学校	0	0	0	
18		県立西高等学校	0	0	0	
19		県立呉工業高等学校	3	1	1	
20		県立広島商業高等学校	0	0	1	
21		県立西城紫水高等学校	1	0	0	
22		県立尾道特別支援学校	0	1	0	
23		県立広島西特別支援学校	0	0	0	
24		県立庄原特別支援学校	1	0	0	
計 ②			17	4	3	

	所管局等	機 関	指摘事項	改善を求 める事項	検討要請 事項
25	警察本部	広島東警察署	0	0	0
26		佐伯警察署	0	0	0
27		三原警察署	0	0	0
28		三次警察署	0	0	0
計 ③			0	0	0

総計 ①+②+③			18	5	4
----------	--	--	----	---	---

## 6 監査結果の概要

### 【知事部局】

	機 関 名	指摘事項・改善を求める事項・検討要請事項
1	消防学校	<b>【指摘事項】</b> ○ 備品出納簿による記録管理がされていなかったもの <b>【改善を求める事項】</b> なし <b>【検討要請事項】</b> ○ 外部評価制度の導入を求めたもの
2	県立総合技術研究所 食品工業技術センター	<b>【指摘事項】</b> なし <b>【改善を求める事項】</b> なし <b>【検討要請事項】</b> なし
3	東部子ども家庭センター	<b>【指摘事項】</b> なし <b>【改善を求める事項】</b> ○ 長期未納（滞納繰越分）があり，縮減に向けての一層の取組を求めたもの <b>【検討要請事項】</b> なし
4	県立呉高等技術専門校	<b>【指摘事項】</b> なし <b>【改善を求める事項】</b> なし <b>【検討要請事項】</b> なし

### 【教育委員会】

	機 関 名	指摘事項・改善を求める事項・検討要請事項
5	県立呉宮原高等学校	<b>【指摘事項】</b> ○ 委託契約において不適正な事務処理があったもの ア 産業廃棄物処分の許可を受けていない業者に委託していた イ 廃棄物処理法の規定に定める法定事項を記載した委託契約書を作成していなかった <b>【改善を求める事項】</b> なし <b>【検討要請事項】</b> ○ 産業廃棄物の収集運搬業務と処分業務を別々の処理業者に委託しているが，処理料金を収集運搬業者及び処分業者のそれぞれに直接支払うよう規定することを求めたもの
6	県立三原高等学校	<b>【指摘事項】</b> なし <b>【改善を求める事項】</b> ○ 長期未納（滞納繰越分）があり，縮減に向けての一層の取組を求めたもの <b>【検討要請事項】</b> なし
7	県立大竹高等学校	<b>【指摘事項】</b> ○ 証紙及び売りさばき代金出納簿並びに証紙出納報告書に記載誤りがあったもの <b>【改善を求める事項】</b> ○ 証紙の出納に係る事務処理において，チェックのあり方について再点検等を求めたもの <b>【検討要請事項】</b> なし

	機 関 名	指摘事項・改善を求める事項・検討要請事項
8	県立大柵高等学校	<p>【指摘事項】</p> <p>ア 変更契約の手続を行っていなかったもの</p> <p>イ 物品売買契約の契約単価変更を、契約書の特約事項の範囲を超えて変更していたもの</p> <p>【改善を求める事項】 なし</p> <p>【検討要請事項】 なし</p>
9	県立吉田高等学校※	<p>【指摘事項】</p> <p>ア 現金出納簿に記載誤りがあったもの</p> <p>イ 備品出納簿による記録管理がされていなかったもの</p> <p>【改善を求める事項】 なし</p> <p>【検討要請事項】 なし</p>
10	県立松永高等学校	<p>【指摘事項】</p> <p>ア 行政財産の使用許可の手続を行っておらず、必要経費の徴収をしていなかったもの</p> <p>イ 工事請負契約において、下請負に関する書類を提出させていなかったもの</p> <p>【改善を求める事項】 なし</p> <p>【検討要請事項】 なし</p>
11	県立府中高等学校	<p>【指摘事項】 なし</p> <p>【改善を求める事項】 なし</p> <p>【検討要請事項】 なし</p>
12	県立日章館高等学校	<p>【指摘事項】 なし</p> <p>【改善を求める事項】 なし</p> <p>【検討要請事項】 なし</p>
13	県立河内高等学校	<p>【指摘事項】 なし</p> <p>【改善を求める事項】 なし</p> <p>【検討要請事項】 なし</p>
14	県立大門高等学校	<p>【指摘事項】 なし</p> <p>【改善を求める事項】 なし</p> <p>【検討要請事項】 なし</p>
15	県立広島井口高等学校	<p>【指摘事項】 なし</p> <p>【改善を求める事項】 なし</p> <p>【検討要請事項】 なし</p>
16	県立安西高等学校	<p>【指摘事項】</p> <p>ア 工事請負契約の変更契約において、不適正な事務処理があったもの</p> <p>(ア) 変更分の仕様書等が作成されず、変更契約書に仕様書等の添付もなかった</p> <p>(イ) 変更契約額の算定が適正に行われていなかった</p> <p>イ 委託契約の変更契約において、変更分の仕様書等が作成されず、変更契約書に仕様書等の添付もなかったもの</p> <p>【改善を求める事項】 なし</p> <p>【検討要請事項】 なし</p>

	機 関 名	指摘事項・改善を求める事項・検討要請事項
17	県立神辺旭高等学校※	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
18	県立西高等学校	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
19	県立呉工業高等学校	【指摘事項】 ア 行政財産の使用許可について、P T A設置の複写機に係る使用許可を行わず、必要経費の徴収もされていなかったもの イ 借受期間の延長を備品出納簿に記録していなかったもの ウ 毒物劇物の管理について、管理簿への記録及び点検表による定期的な確認が行われていなかったもの 【改善を求める事項】 ○ 毒物劇物の管理について、重要性を再認識し、管理体制の再確認と、法律等に基づく厳格な管理の徹底を求めたもの 【検討要請事項】 ○ 産業廃棄物の収集運搬業務と処分業務を別々の処理業者に委託しているが、処理料金を収集運搬業者及び処分業者のそれぞれに直接支払うよう規定することを求めたもの
20	県立広島商業高校	【指摘事項】 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 ○ アプリケーション・ソフト導入のためのプリペイドカードの有効活用を求めたもの
21	県立西城紫水高等学校	【指摘事項】 ○ 委託契約において変更契約の手続を行っていないかったもの 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
22	県立尾道特別支援学校	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 ○ 個人と委託契約を締結しているものについて、業務執行形態を適正に見直すよう求めたもの 【検討要請事項】 なし
23	県立広島西特別支援学校	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
24	県立庄原特別支援学校	【指摘事項】 ○ 授業用タブレット型端末にアプリケーション・ソフトをダウンロードするに当たり、決裁を受けていなかったもの 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし

【警察本部】

	機 関 名	指摘事項・改善を求める事項・検討要請事項
25	広島東警察署	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
26	佐伯警察署	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
27	三原警察署	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし
28	三次警察署	【指摘事項】 なし 【改善を求める事項】 なし 【検討要請事項】 なし